

## 様式第十八の四（第 1 1 条の 3 第 3 項関係）

### 認定事業適応計画の概要の公表

#### 1. 認定の日付

2025 年 4 月 14 日

#### 2. 認定事業適応事業者の名称

太平洋セメント株式会社

#### 3. 認定事業適応計画の内容

##### （1）事業適応に係る事業の目標

当社は、2030 年の中間目標である「2000 年比サプライチェーン全体で CO<sub>2</sub>排出原単位 20%以上の削減」「国内では CO<sub>2</sub>排出量の 40%以上の削減」を達成するために、省エネルギー化、化石エネルギー代替および混合材の利用拡大、低 CO<sub>2</sub>セメントの開発と、革新技术である CO<sub>2</sub>回収と利用に係る開発完了を掲げ、実現に向けてのロードマップを策定しています。

##### （2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2025 年度より事業適応を開始し、2027 年度（目標年度）までに藤原工場の炭素生産性を 24.1%向上することを目標とする。

##### （3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2027 年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

##### （4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

##### （5）計画の対象となる事業

窯業・土石製品製造業（21）

計画の対象となる事業は主にセメントを製造するものであるため。

##### （6）事業適応の具体的内容

本計画は、セメント及び関連製品を製造する藤原工場において、老朽化した火力発電設備を廃棄し、ガスエンジン発電設備に更新することで大幅な CO<sub>2</sub>削減を図り、炭素生産性を向上させていくものである。

藤原工場の既設火力発電設備(ボイラ・タービン)は、稼働後 53 年経過し主機の老朽化が進行しており、部分的な補修も限界となってきた。工場安定運転確保の為に、火力発電設備の早急なリニューアルが必要であり、新たな発電設備としてカーボンニュートラルを考慮した

ガスエンジンを採用する。

計画初年度（2025 年度）は、設備の設置工事期間となるため、付加価値額及び炭素生産性の増減はなし。

計画 2 年目（2026 年度）は、2027 年 1 月にガスエンジン発電設備を取得し 3 か月間稼働する。燃料費を含めたランニングコストは既存設備より増加するため、付加価値額は減少するものの、CO<sub>2</sub>排出量が 28,584t・CO<sub>2</sub>削減できるため、藤原工場の炭素生産性を 4.7%向上させる。

計画 3 年目（2027 年度）である目標年度では、2 年目に導入したガスエンジン発電設備を通年で稼働することで CO<sub>2</sub>排出量を年間 114,336t・CO<sub>2</sub>削減することができ、藤原工場の炭素生産性を 24.1%向上させていく。

#### （7）事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2025 年 4 月

終了時期 2028 年 3 月